

## 独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会（第1回）

### 審 議 概 要

開催日及び場所	平成22年1月19日(火) 住宅金融支援機構本店14階会議室
委員(敬称略)	<p>内山隆太郎(東京共同会計事務所 公認会計士)</p> <p>楠 茂 樹(上智大学法学部准教授)</p> <p>中村 里佳(さくら総合事務所 公認会計士)</p> <p>村本 孜(成城大学教授 社会イノベーション研究科長)</p> <p>岩也千賀彦(監事)</p> <p>石塚 雅範(監事)</p> <p>※オブザーバー</p> <p>長谷川貴彦(国土交通省住宅局総務課証券化支援対策官)</p>
審議対象	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における3.(1)及び3.(2)のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度に締結した競争性のない随意契約</li> <li>・20年度末時点で継続している平成19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約</li> <li>・21年度末(21年11月末時点)までに締結した競争性のない随意契約</li> </ul>
審議概要	<p>○冒頭、機構の島田理事長より挨拶。</p> <p>○事務局より以下の説明を行い、了承が得られた。</p> <p>契約監視委員会の設置に関し、「独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会設置規程」及び「契約監視委員会の運営に関する合意事項について」</p> <p>○委員長として村本委員を、委員長代理として内山委員を指名</p> <p>○事務局より、資料に基づき、住宅金融支援機構における契約の概要、競争性のない随意契約の説明が行われた。</p> <p>○あらかじめ各委員を事前訪問し審議対象案件全ての契約の内容及び随意契約の理由等を記載した個別シートを作成し説明を実施。そのうち、審議の必要性が高いとされた案件を重点的に説明、次のとおり意見、質問があり、それに対する回答が行われた。</p>

意見・質問	回答
<p>1. 「与信ポートフォリオ管理システムのメンテナンス」(No. 185, 306)</p> <p>・随意契約による契約金額の妥当性の検証はどのように行っているか。</p>	<p>・メンテナンスをするにあたっての規模を確認し、システム設計及びプログラミング作成に係る金額を積算し、契約相手方の見積金額と比較し検証している。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権を理由に随意契約としているが、一般にシステムは何年ぐらいで新しいものに切り替わるのか。</li> <li>・システム開発時の契約状況及び入札等の書類の保管について説明してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムにはソフトとハードがあるが、一般的にはハードウェアの周期が大体4～5年のため、5年程度で再構築となる</li> <li>・整理して次回の委員会時に説明する。</li> </ul>
<p>2. 関係法人（株式会社HS情報システムズ）のシステム関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.200の契約（総合オンラインシステムのメンテナンス）で、再委託部分が43%あるが、どのような内容なのか。</li> <li>・売上高に占める機構との契約の割合が高い中で、職員一人あたりの売上高が高い計算になるが、会社の利益率は、機構からの発注金額の妥当性とも関係してくるので、詳しく財務状況を教えて欲しい。</li> <li>・大半の契約が一般競争に移行済みの中、No.346,353の契約（システム機器のリース）のみ、平成23年10月まで随意契約のままだが、他に選択肢はないのか。コスト面で有利なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンスの場合は、設計を委託先が行い、プログラム作成など職人的な作業部分を再委託している。</li> <li>・整理して次回の委員会時に説明する。</li> <li>・機構で使用しているパソコン機器の更新を23年10月に予定しており、それまでの間は、機器の再リースとするため随意契約とせざるを得ない。保守料がいくらになるのかはあるが、リース料は極めて安くなる。</li> </ul>
<p>3. 債権管理回収業務委託（No.212, 215、関連法人関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託後5年経過しており、委託済み債権は一定に措置が済んだものが大半なわけで、新たな引受先は考えられるのか。</li> <li>・現委託先が回収に向けて取り組んできたところを、別のサービサーに委託した時点で回収となった分に対する手数料はどう整理するのか。</li> <li>・他のサービサーにとって魅力ある業務なのか判断がつかない。単に一般競争を実施しても難しいのではないか。例えば、事前確認公募で引受先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料収入で見れば8割が分割弁済によるもので、かなりきめ細かな対応が必要な業務となっている。その中でどれだけ手を上げてくるのかという問題はある。</li> <li>・理論上は現契約先と新契約先とで半分ずつとか、実務上は期日を区切って仕分けすることが考えられるが、いずれにせよ区分けは非常に難しい。</li> <li>・2年前に国土交通省で公募の不適切な運用があり問題になったことから、当機構でも公募は極力実施していない。省庁での公募の取扱いは、確認</li> </ul>

<p>の確認をすることもあってはならないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間では、ほとんどが自動更新契約のため、別の会社が引受けることはないのか。</li> <li>・入札により他のサービサーが落札した場合の課題のうち3点（逸失利益、業務移管コスト、口座変更に伴う負担）が本当に問題なのか疑問である。</li> <li>・現委託先以外が引受けた場合に、本当にこれだけのコストがかかるのか数字を明確にして検証する必要がある。検証の結果、明らかに現委託先が有利ということが分かれば、そこで契約するというのもいいのではないか。</li> </ul>	<p>して次回の委員会時に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績が悪いところはあるかもしれませんが、通常の業務の中で効率的な相手先に切り替えるといった例はないようだ。</li> <li>・現委託先は、既に回収部分に相当のコストをかけている状態であり、業務を上げた場合は、そのコストの部分を損害賠償でということは当然ありうると考えている。移管コストも新委託先のみが負担となり公平性の観点でどう考えるかである。</li> <li>・整理して次回の委員会時に説明する。</li> </ul>
<p>4. 日本司法書士会連合会報酬請求書とりまとめ業務 (No. 98, 218)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務省通達にある供給先が1つしかないという事例に当てはまらないのか。</li> <li>・他の事例は（独）福祉医療機構ぐらいか。</li> <li>・業務の仕組みは極めて効率的である。問題は契約単価の妥当性である。妥当とする根拠を詳しく説明してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現実的には同連合会しかないと認識しているが、地区限定であれば直接司法書士とやり取りすることも理論上はあり得る。</li> <li>・当機構で把握しているのは同機構のみである。</li> <li>・整理して次回の委員会時に説明する。</li> </ul>
<p>5. 債券に係る格付けの取得 (No. 95, 96, 216, 217)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S &amp; PとR &amp; Iで契約金額に大きな差があるのはなぜか。</li> <li>・競争性のある契約への移行を検討中とのことだが、何を提案させ競争さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点での契約を、35年間分一括とするか35年間のうちの1年間分とするか、契約方法の違いによるもので支払金額に大差はない。</li> <li>・マーケットの実績やマーケットからの信頼度という最低限の項目はある</li> </ul>

せるのか。

- ・連続性を考えると5年ぐらいがいいのではないか。  
競争性の導入はいい面もあるが、市場からどう見られるのかも念のため確認してみてもどうか。

が、それ以上はなかなかない。若干の価格要素も入れた競争を考えている。

- ・ご意見を踏まえ対応したい。